

特別養護老人ホーム等の設備及び運営の基準に関する条例・規則の改正

1 概要

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第16号）が公布され、その中において「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）」、「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）」及び「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）」の一部が改正され、令和6年4月1日より施行されることに伴い、静岡県においても関係規則の改正を行う。

2 規則の改正

(1) 対象規則

- ①軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第6号）
- ②養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第7号）
- ③特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第8号）

(2) 主な改正内容

項目	内容
①職員の配置の基準	施設長は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合には、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。
②協力医療機関の設定（新設）	入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。 （養護・特養：経過措置3年間、軽費：経過措置なし）
③協力医療機関の届出（新設）	1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

4 施行日

令和6年4月1日